

市営新町住宅他建替え事業

基本協定書（案）

市営新町住宅他建替え事業（以下「本事業」という。）に関して、大館市（以下「発注者」という。）と、入札参加グループ[]の代表企業及び構成企業、代表企業又は構成企業が業務にあたらぬ場合に当該業務を実施する協力企業（入札参加資格審査書類に、それぞれ入札参加グループの代表企業、構成企業又は協力企業として明記された者をいう。以下これらを総称して「受注者」という。）との間で、以下のとおり合意し、本基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、受注者が落札者として決定されたことを確認し、発注者と、代表企業及び構成企業が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）との間で、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随し関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、発注者及び受注者双方の義務について、必要な事項を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び受注者は、発注者と事業予定者との間の事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 受注者は、事業契約締結のための協議において、本事業の入札手続における発注者の要望事項を尊重しなければならない。

（事業予定者の設立）

第3条 代表企業及び構成企業は、本基本協定締結後速やかに、事業予定者を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として大館市内に設立し、その商業登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを発注者に提出しなければならない。

2 代表企業及び構成企業は、必ず事業予定者に出資しなければならない。また、代表企業は、事業予定者の総株主の議決権のうち最大の割合とし、代表企業及び構成企業が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の2分の1を上回らなければならない。

3 事業予定者の定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限を規定しなければならない。

- 4 代表企業及び構成企業は、出資者保証書（別記様式第1号）に定める数量の事業予定者の株式の引受を行うものとする。
- 5 代表企業及び構成企業は、次条に規定する場合を除き、事業期間中、事業予定者の株式を譲渡することはできないものとする。
- 6 事業予定者の定款の変更を行う場合には、事前に発注者に通知し、変更後の定款の原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

（株式の譲渡）

- 第4条 代表企業及び構成企業は、入札説明書等に示す事業期間が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行う場合には、発注者の事前の書面による承認を得なければならない。
- 2 代表企業及び構成企業は、前項の規定に基づき発注者の承認を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、速やかに担保権設定契約書の写しを発注者に提出しなければならない。

（業務の委託、請負）

- 第5条 代表企業及び構成企業は、事業予定者による本事業の実施に関し、設計に係る業務を〔 〕に、建設に係る業務を〔 〕に、工事監理に係る業務を〔 〕に、維持管理業務を〔 〕に、それぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。
- 2 代表企業及び構成企業は、事業契約が発注者と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し、又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、当該契約書等の写し等、各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、発注者に提出するものとする。
 - 3 事業予定者から業務を受託し、又は請け負った者は、当該業務を誠実に遂行しなければならない。

（事業契約等）

- 第6条 発注者、代表企業及び構成企業は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本基本協定締結後、平成25年5月15日を目途として、発注者と事業予定者との間において、締結するものとする。
- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について大館市議会で議決されたときに本契約となるものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、入札説明書に合わせ公表した事業仮契約書（案）の内容に関し、入札前に確定することができなかった事項を除いては、変更しないものとする。
 - 4 発注者及び受注者は、事業仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力

しなければならない。なお、発注者は、前2項の規定にかかわらず、事業契約の本契約締結前に、本事業の入札手続きに関し、受注者のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたとき、事業予定者との間で事業契約を締結しないことができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (2) 独占禁止法第50条第1項の納付命令を受け、かつ、同条第4項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (3) 独占禁止法第52条第4項の規定により審判請求を取り下げたとき。
 - (4) 独占禁止法第66条第1項から第3項までに規定する審決（同条第3項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (5) 受注者が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (6) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の刑が確定したとき。
- 5 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合には、受注者に対し、本事業に係る事業仮契約書（案）別紙4に規定する「サービスの対価の支払い方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額の違約金を請求することができるものとする。
- 6 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（出資者保証書等）

第7条 代表企業及び構成企業は、事業契約の締結の日において、出資者保証書（別記様式第1号）を発注者に提出するとともに、代表企業は、事業予定者設立時に、事業予定者の株式を保有する代表企業及び構成企業以外の者から、誓約書（別記様式第2号）を徴求して発注者に提出しなければならない。

（準備行為）

第8条 受注者は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関

し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ相当な範囲で、当該準備行為に協力しなければならない。

- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(資金調達)

第9条 代表企業及び構成企業は、受注者が本事業に関して発注者に提出した提案書に従い、事業予定者への出資、募集、借入れその他事業予定者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

- 2 代表企業及び構成企業は、前項に基づく資金調達を行うにあたり、事業予定者に対して融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他発注者の指定するものについて、発注者に提出しなければならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第10条 発注者と事業予定者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第6条第5項に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、発注者及び受注者（事業予定者を含む。以下、本条において同じ。）が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、発注者及び受注者は、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(有効期間)

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

- 2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第10条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第12条 発注者は、事業仮契約書（案）に示す事業期間において、本事業の入札手続きに関し、第6条第4項各号のいずれかの事由が生じたときは、受注者に対し、本事業に係る事業契約約款（案）別紙4に規定する「サービスの対価の支払い方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1に相当する金額を請求することができるものとする。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密保持)

第13条 発注者及び受注者は、本基本協定に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示しないこと及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、代表企業及び構成企業が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び発注者が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第14条 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争を解決する第一審の専属管轄は、秋田地方裁判所とする。

(その他)

第16条 本基本協定に定めのない事項が発生したとき及び疑義が生じたときは、必要に応じ発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書2通作成し、発注者受注者記名押印のうえ、発注者及び受注者の代表企業がそれぞれ1部を保有する。

平成25年[]月[]日

発注者 秋田県大館市字中城20番地
大館市長 小畑 元

受注者
(住所)
[]会社(代表企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社(構成企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社(構成企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社(協力企業)
代表取締役 印

別記様式第1号（第3条、第7条関係）

平成25年 月 日

大館市長 小畑 元 様

出 資 者 保 証 書

大館市（以下「発注者」という。）及び〔 〕（以下「受注者」という。）の間において、平成25年〔 〕月〔 〕日付けで締結された市営新町住宅他建替え事業事業契約書（以下「事業契約書」という。）に関して、株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、発注者に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約書に定めるとおりとします。

記

- 1 受注者が、平成25年〔 〕月〔 〕日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 （1）本日時点における受注者の発行済株式総数は〔 〕株であること。
（2）本日時点における当社らの保有する受注者の株式の総数は〔 〕株であり、そのうち〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。
（3）本日時点における当社ら以外の者が保有する受注者の株式の総数は〔 〕株であり、そのうち〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。
- 3 受注者の本日現在における株主構成は、〔（入札参加グループの代表企業、構成企業）〕が保有する議決権の合計割合が全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、〔（入札参加グループの代表企業）〕の議決権保有割合が株主中最大となっていること。

- 4 受注者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
- 5 当社らは、本契約が終了する時まで受注者の株式を保有するものとし、発注者の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する受注者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、発注者の事前の書面による承認を得て行うこと。発注者の承認を得て、当社らが保有する受注者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、発注者に提出すること。

以上

(住所)

[]会社 (代表企業)

代表取締役

印

(住所)

[]会社 (構成企業)

代表取締役

印

(住所)

[]会社 (構成企業)

代表取締役

印

(住所)

[]会社 (協力企業)

代表取締役

印

別記様式第2号（第7条関係）

平成25年 月 日

大館市長 小畑 元 様

誓 約 書

大館市（以下「発注者」という。）及び[]（以下「受注者」という。）の間において、平成25年6月に締結予定である市営新町住宅他建替え事業に係る事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、発注者に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する受注者の株式の総数は、[]株であること。
- 2 当社は、本契約が終了する時まで受注者の株式を保有するものとし、発注者の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。発注者の承認を得て、当社が保有する受注者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、発注者に提出すること。
- 3 当社が保有する受注者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し発注者に提出すること。

以上

（住所）

[]会社

代表取締役

印